

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	企画政策部 都市計画課 都市計画担当	
許 認 可 等 名	都市計画事業地内における土地の形質の変更等の許可	
根 拠 法 令	都市計画法	
根 拠 条 項	第65条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5249)	
審 査 基 準	基 準	<p>都市計画事業の認可又は承認の告示があった後において、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとするものは、許可を受ける必要があります。</p> <p>なお、政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積とは、その重量が5トンを超える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。）となります。</p> <p>1 許可基準 許可に際しては、施行者（国、県等）の意見を聞かなければならないとされており、施行者との協議により許可を与えるかどうかの判断をするようになります。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 20日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）